

議第 3 1 号 物品の処分について

1 趣旨

学習用タブレット端末（以下「端末」といいます。）の更新に当たり、不用となった端末を株式会社大塚商会 広島支店に売却するものです。

2 物品の概要

仕様	i P a d 第 8 世 代 3 2 G B W i - F i モ デ ル 1 0 . 2 イ ン チ デ ィ ス プ レ イ ※キーボード，ACアダプター等の周辺機器等を含む。
数量	1 4 , 4 0 0 台

3 随意契約の理由

端末を更新するに当たり，県内他市町と共同で端末を調達する場合には，国の補助金を活用することができます。この度，広島県内の他市町と共同で端末を調達するため，広島県及び広島県内の市町で構成する広島県G I G Aスクール推進協議会が実施した，端末の更新に係る公募型プロポーザル（3者参加）により，不用となった端末の売却先（端末を更新する事業者）が株式会社大塚商会 広島支店に決定されました。

これらのことから，不用となった端末の売却について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により，同社と随意契約をするものです。